

山形県アルコール健康障害対策推進計画の概要

～ 健康安心社会やまがたを目指して ～

◆計画策定の趣旨◆
 アルコールに関する多くの社会的な問題を背景として、国は、平成 25 年に「アルコール健康障害対策基本法」を制定し、平成 28 年に「アルコール健康障害対策推進基本計画」を策定した。これを受けて、本県におけるアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進していくために策定する。

◆計画の位置付け◆
 アルコール健康障害対策基本法第 14 条に規定されている「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として策定する。

◆計画期間◆
 2019 年度から 2023 年度までの5年間

◆基本理念◆
 本県は、多くの酒蔵やワイナリーを抱える酒どころ「日本一美酒県山形」として、おいしいお酒に恵まれた環境にある。健康に十分配慮した節度ある飲酒は、生活に豊かさと潤いを与えるものであり、お酒に親しむ伝統と文化は県民の生活にも深く根付いている。
 本県では、平成 30 年3月に「みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例」を制定し、健康長寿日本一の実現を目指して取組を進めている。多量の飲酒等の不適切な飲酒は、アルコール健康障害の原因となっており、安心して健康で長生きできる山形県の実現には、健康障害の原因となる不適切な飲酒習慣の改善が欠かせない。
 そこで、本県は、「県民みんなが飲酒に伴うリスクを正しく理解する県」として、リスクを十分理解したうえで、健康で長く楽しく上手にお酒と付き合い、アルコール健康障害の発生を将来にわたって予防することができるよう、正しい知識の普及に力を入れて取り組む。
 また、すでにアルコール健康障害を抱える方については、その進行を抑制し、早期回復に向けた適切な支援を受けられるよう、県民全体で支える環境づくりに取り組む。

◆基本方針◆
 本県のアルコール健康障害対策を「発生」、「進行」、「再発」の各段階に応じて、市町村や関係機関と連携しながら総合的に推進していくために4つの基本方針を設定する。

I 発生の予防	基本方針1:正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
II 進行の抑制	基本方針2:誰もが相談できる相談窓口と必要な支援につなげる相談支援体制づくり 基本方針3:専門的対応が可能な医療機関の確保と連携の促進
III 再発の防止	基本方針4:アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

4つの基本方針に沿って総合的な対策を推進していくとともに、本計画では、2つの重点課題を設定して集中して取り組む。

◆重点課題1◆
飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する。

課題に対応する評価指標		現状値	数値目標(2022年)
① 生活習慣病のリスクを高める量 [*] を飲酒している者の割合 (※1日の純アルコール摂取量が男性 40g(清酒2合程度)以上、女性 20g(清酒1合程度)以上)	男性	18.2%(2016年)	13.0%
	女性	8.0%(2016年)	6.4%
② 20歳未満の者の飲酒割合	高校3年の男子	—	0%
	高校3年の女子	—	0%
③ 妊娠中の女性の飲酒割合		0.6%(2016年)	0%
④ 節度ある飲酒量 [*] の認知割合 (※1日の純アルコール摂取量が男性 20g程度(清酒1合程度)、女性や高齢者はそれより少ない量)		55.8%(2016年)	100%

◆重点課題2◆
アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する。

課題に対応する評価指標		現状値	数値目標(2023年)
① 国の要綱によるアルコール健康障害に関する相談拠点の設置		—	1機関
② アルコール依存症の専門外来を設置する医療機関数		7機関(2018年)	10機関
③ 国の要綱によるアルコール依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関の選定		—	1機関以上

I 発生の予防

- 1. アルコール健康障害に関する啓発の推進**
 - (1)学校
小中高校及び大学・短大等における20歳未満の者の飲酒に伴うリスクの理解の促進 等
 - (2)家庭
20歳未満の者の飲酒に伴うリスクを周知し、飲酒をさせないよう家庭において機運を醸成
成人の家族についてもアルコール健康障害に陥ることのないよう、互いに配慮し合う機運を醸成 等
 - (3)職場
健康経営の普及に併せたアルコールによる健康問題に関する啓発 等
 - (4)地域・県民
市町村との連携による推進体制の整備及び効果的な啓発、医療機関・その他関係団体等との連携によるアルコール健康障害についての正しい知識の普及啓発、性別・年齢・体質によって個人差のある「節度ある飲酒量」についての周知、飲酒運転防止の啓発 等
- 2. 不適切な飲酒の誘引の防止**
 20歳未満の者への酒類の販売・提供をなくすための事業者向けの啓発活動の強化、飲食業者に対する指導・取締りの徹底、街頭補導活動の強化 等

II 進行の抑制

- 1. 健康診断等からの早期改善指導**
 市町村等が実施する特定保健指導において適切な指導ができるよう担当者を対象にした研修会の実施、相談支援の担当者等に対する早期改善指導・早期支援のための手法に関する情報提供 等
- 2. アルコール健康障害に係る医療の充実等**
 アルコール依存症の疑いのある者を内科等の一般診療科の医療機関から専門医療機関へつなげるための連携体制の構築 等
- 3. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する対応等**
 - (1)飲酒運転をした者に対する指導
 運転免許取消処分者講習における再犯防止指導に併せた相談窓口等に関する情報提供 等
 - (2)暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する対応
 アルコール依存症が疑われる者による事案発生時の警察と県精神保健福祉センター・保健所の連携による対応 等
- 4. 相談支援等**
 相談窓口における専門医療機関や自助グループの紹介、相談体制強化に向けた相談拠点の整備等

III 再発の防止

- 1. 社会復帰の支援**
 - (1)アルコール依存症からの回復支援
 専門医療機関や自助グループとの連携による回復支援体制の整備、依存症者やその家族を対象にした相談会等の開催 等
 - (2)就労及び復職の支援
 就労支援機関との連携による社会復帰のため相談支援体制の整備
- 2. 民間支援団体の活動に対する支援**
 自助グループの役割や有効性の周知、自助グループの活動の活性化に向けた支援 等

IV 基盤整備

- 1. 人材の養成・確保等**
 医学生・看護学生を対象にしたアルコール健康障害に関する効果的な教育の推進、地域の「健康づくりリーダー」や職場の「健康経営リーダー」をアルコール健康障害についての正しい知識の普及啓発も担う人材として養成、市町村や関係機関との連携による施策の有効な展開に向けた体制の整備 等
- 2. 調査研究の推進等**
 アルコール関連問題の実態を把握するために必要な調査研究の実施 等

◆推進体制◆
 施策の効果や目標の達成状況について進捗状況を把握し、行政、医療機関、自助グループ等の関係者において連携・協議しながら、効果的な施策の推進を目指す。また、関連する計画との整合性を図りながら、総合的に推進する。

◆計画の見直し◆
 計画による関連施策の効果等を踏まえ、社会情勢やアルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し必要な見直しを実施する。